



近年住宅火災による死者数は、平成15年以降5年連続して1,000人を超える高い水準で推移しています。このうち、約6割が65歳以上の高齢者であることからその対策として一般住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

平成18年6月以降に建てられた新築住宅についてはすでに義務付けられています。すでにお住まいの住宅についても平成23年6月1日までに設置が義務付けられています。

火災の早期発見こそが火災による死者の減少につながります。尊い命を守るためにも住宅用火災警報器の設置をよろしく願います。

住宅用火災警報器の設置をお願いします。



設置場所は寝室として使用している部屋と階段室踊り場上部となります。

トラブル防止のポイント

- ・ はつきりと拒否する。
- ・ 身分証明書などの提示を求める。
- ・ 契約書などにはんこを押さない。



近年、消防設備業者や消防職員を装った悪質業者が増えています。特に住宅用火災警報器は設置義務化になって間もないため、付けないと罰則があるなどと言われ、付けなくてもいい場所まで設置されたり、莫大な金額を請求される被害が全国で多発しています。

消防職員が訪問販売をすることは絶対にありません。

消火器や住宅用火災警報器の悪質な訪問販売にご注意下さい。

紙面に対するお問い合わせは

留萌消防組合消防署 予防課 予防係	電話	0164-42-2211
	直通	0164-42-2296
留萌消防組合小平支署 予防係	電話	0164-56-2221
留萌消防組合鬼鹿支署	電話	0164-57-1253

地域では、お年寄り家庭へ「防災アドバイス」を

秋の火災予防運動

10月15日～10月31日

《全国统一標語》
『消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子』
《留萌消防組合テーマ》
『火災から 生命を 守ろう』

午後8時サイレン吹鳴



秋の火災予防運動が実施されます

10月15日(木)から10月31日(土)までの間、「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」を統一標語に秋の火災予防運動が実施されます。

これからの時季、暖房の使用や料理などで火を扱うことが増えてきます。使い慣れた暖房機器、調理器具でも油断せず、火の取扱いには十分注意しましょう。

留萌消防組合では火災予防運動期間中、火災防ぎよ訓練や住宅防火展など、さまざまな行事を通じて火災予防を訴えてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

冬を迎えるにあたり



例年、積雪期、融雪期になると雪の重みや落雪による、屋外灯油タンクやガスの配管破損による漏油、ガスもれ事故が発生しております。

日頃から配管などには負担がかからないよう早め早めに除雪をするなど事故を未然に防ぐよう気をつけましょう。

ただし、除雪をするときには自分の安全を確保したうえでタンクや配管などに傷を付けないよう気をつけて実施しましょう。

少年消防クラブの指導員の募集について

現在、少年消防クラブでは小学生及び中学生の男女を募集しています。消防に興味がある、何か新しいことにチャレンジしてみようと思っっている君、少年消防クラブの活動に参加してみませんか？



問い合わせ先
留萌消防署・小平・鬼鹿支署 予防係
少年消防クラブ事務局まで

これに伴って指導員も募集しています。「少年消防クラブ」は毎日の生活の中で「火災予防」がどれだけ大切かを知り、またそれを多くの人に知ってもらうことで将来クラブ員が大人になった時に火災のない社会が来ることを願って作られたものです。各行事を通じて火災予防について理解していただくと共にクラブ員の指導、教育のため協力をお願いします。

外出前・おやすみ前の防火点検を習慣づけましょう